都民生活に貢献する持続可能な 東京農業の新たな展開

答 申

令和4年11月

東京都農林 • 漁業振興対策審議会

目 次

都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開	
【答申にあたって】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • 1
第1章 転機を迎える東京農業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 農業をめぐる社会情勢の変化 ・・・・・・・・・・・	- •••• 2
2 東京農業の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 米尔辰未の坑状と味趣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章 東京農業の振興に向けた5本の柱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 6
1 担い手の確保・育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 6
2 稼ぐ農業経営の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3 農地の保全・活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 11
4 持続可能な農業生産と地産地消の推進 ・・・・・・・・・	• • • • 14
5 地域の特色を活かした農業の推進 ・・・・・・・・・・	• • • • 17
第3章 都市農業・農地に係る制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 20
1 国の動向と現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 20
2 国において改善すべき都市農地の制度 ・・・・・・・・・	•••• 21
第4章 関係団体との連携について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 23
1 農業者や農業団体の努力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 23
2 都民の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 24
3 都、区市町村、国の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 24
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••26
東京農業に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••35

都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開 【答申にあたって】

東京の農業は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農作物を供給するとともに、 その生産基盤である農地は、環境保全や防災などの多面的機能を有し、都市に潤いと安らぎをもたらしている。大都市の中に住宅地と農地が共存する東京の都市 農業は、世界的にも希少な事例であり、未来に残すべき貴重な財産である。

国は、令和3年に30年後の農業の方向性を見据えた「みどりの食料システム 戦略」を定め、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現 するため、中長期的な観点から戦略的に取り組む方針を打ち出している。

都はこれまで、農業の担い手の確保・育成や狭小な農地で生産性を高めるための施設整備などの支援、消費地に近いことを活かした直接販売の推進などを通じて農業経営の安定を図り、農地の保全に努めてきた。また、農業体験農園や防災兼用農業用井戸の整備などにより、農地の持つ多面的機能の発揮を後押ししている。

今後は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式の浸透や、緑豊かな東京を支える農地の保全活用、援農ボランティアや副業的農業など多様な農的活動のニーズの高まりなどを見据え、東京農業が持つ可能性や潜在力のさらなる発揮が求められている。

本審議会では、都民生活に貢献する持続可能な農業を実現するため、多様な担い手の確保・育成と女性活躍、SDGsや気候変動への対応など環境保全に配慮した生産活動の推進、新しい流通形態と販路多角化、ブランド化のための食・農ビジネスの支援、スマート農業・DX技術・ICTの導入推進による生産性の向上など、都が今後展開すべき東京農業の新たな振興施策の方向性について議論を行い、取りまとめを行った。なお、環境保全やDX技術など新たな知見を必要とする課題については、専門家からの意見聴取を行った。

こうした東京農業の新たな展開が、これからの都市農業の1つのモデルとなり、 その発展に大きく寄与することを期待している。

第1章 転機を迎える東京農業

1 東京農業をめぐる社会情勢の変化

(1) 都市農業に関する制度・環境の変化

国は、平成27年に都市農業振興基本法を制定し、都市における農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方向転換した。

また、平成 29 年に生産緑地法の一部を改正し、生産緑地指定から 30 年経過後の買取り申出期間の 10 年間の延長を可能とする「特定生産緑地制度」を創設した。さらに、平成 30 年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、「円滑化法」という。)の制定と相続税納税猶予の税制改正により、生産緑地の円滑な貸借が可能となった。

このように、都市農業の振興と農地保全に関する国の制度改正が行われるなど、都市 農業が安定的に継続できる環境が整いつつある。

(2) 東京農業を取り巻く情勢

①新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、農業者と飲食店などとの取引が減少する一方で、中食や家庭での農産物の需要が増加するなどの変化がみられる。また、テレワークを始めとした新しい働き方の定着など、ライフスタイルの多様化に伴い、援農ボランティアや趣味として農作業に関わりたいという都民の関心・欲求は高まっており、「農」への関わり方の意識は変化している。

②世界情勢の変化

ウクライナ危機など近年の世界情勢の変化を受けて化学肥料、飼料、燃油などの農業生産資材価格が高騰しているが、生産コストの上昇の農産物価格への反映が難しく、 農業経営や畜産業への影響が深刻化している。

2 東京農業の現状と課題

東京農業は、相続に伴う農地の減少や資材費の高騰、担い手不足と高齢化など厳しい 経営環境に置かれながらも、農外からの新規就農者が現れるなど意欲ある農業者が地域 の特性を活かした特色ある農業を展開している。

(1)担い手の減少と新たな就農者

東京の総農家数は令和2年度までの10年間で27%減少した。また、農業者の平均年齢は10年間で1.5歳上昇し、令和2年には65.6歳と高齢化が進行するだけでなく、後継者がいる農業者の割合は年々低下している。農家数、農地面積ともに減少が続いており、農業者は、相続や営農環境の悪化など将来への大きな不安要因を抱えている。

しかし、東京の農家の中には、高い農業技術を持ち、農産物の加工や販路の開拓、農家の特徴を活かしたブランド化など、創意工夫に富んだ経営を展開している者も多い。 区市町村の認定や国・都による広域認定を受けて経営改善に取り組む認定農業者は、令和4年3月現在で1,685経営体となっており、11年間で13%増加するなど、地域の農業を支える中核的存在として期待されている。

また、消費地に近い東京「だから」できる農業を目指して、都内の農地を借りて農業を始める非農家出身者が増えている。令和3年度には、24人が都内各地で農外から就農しており、東京農業の新たな担い手としての期待が寄せられている。これらの事例を増やすためには、新規就農希望者に対する研修の充実が求められている。

近年では、雇用を伴う農業法人等も増えつつあり、今後は、新規就農形態のひとつとして法人などにおける雇用就農等も推進していくべきである。

さらに、農業に強い関心を持ち、農家の作業を手伝うことで東京農業を応援する援農ボランティアが、各地域で活躍している。アフターコロナなどを見据えて半農半Xなど、都民が「農」に関わり、新たな支え手として活躍できる環境づくりが求められている。

(2) 伸び悩む農業生産額

東京都の農業産出額は、年々減少している。令和 2 年の産出額は 229 億円であり、 10 年前と比較して約 17%の減少となっている。

都内の狭小な農地で稼ぐ農業経営を実践するために、都は施設整備の支援を通じて生産性の向上や効率化を図ってきた。今後は、さらなる生産性の向上に向けて、東京農業に合致したスマート農業技術を現場に普及し、農業者の収益力の向上に結び付けていくことが課題となっている。

また、東京という消費者に近い地の利を生かした、農家のオリジナリティを反映した ブランド化の推進なども必要である。

さらに、流通段階においても、DX技術を活用し、物流の効率化を進めていくことが 求められている。

(3)農地の減少

都内の農地は、後継者不足や相続などを原因として年々減少を続けている。東京都全体では、平成22年からの10年間で1,140haの農地が失われ、令和2年の農地面積は6,530ha(減少率14.9%)である。このうち、市街化区域内では、10年間で917haの農地が宅地化され、農地面積は3,666ha(減少率20.0%)となった。生産緑地から特定生産緑地への移行は進んでいるものの、農地の減少に歯止めがかからない。市街化調整区域の農地面積は、令和2年に2,864ha(平成22年からの減少率7%)であり、市街化区域に比べて減少率は低いが、遊休農地の増加が懸念されている。

また、認定農業者などが一定規模以上で農業経営を行っている場合は、後継者が営農 を継続することが多いが、小規模な農家などでは世代交代時に営農が継続されず、農地 が失われていく傾向にある。

(4) 持続可能な農業への転換

都内で生産される農産物は、卸売市場を通じた流通のほか、量販店との契約出荷や直 売など、多様なルートで都民に供給されてきたが、新鮮で安全安心な農産物へのニーズ の高まりから、各地で共同直売所の設置が進むとともに、農業者の庭先での直接販売が 盛んに行われている。

また、農地のない区部でも都内産農産物を求める声は高まっており、都心部での定期 的なマルシェの開催などによる野菜販売が好評を博している。

消費者の身近な農地で農産物を栽培する東京農業では、環境と持続可能性に配慮することが重要である。持続可能な農業の推進に向けて、より多くの農業者に環境保全型農業への取組を促すとともに、技術的な支援が課題となっている。

さらに、有害鳥獣による農業被害が増加傾向にあり、従来のサルやイノシシに加え、 都市部においてもハクビシン等による被害が発生している。

(5)地域ごとの農業振興

東京では、都市地域や都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など、それぞれの地域の特性を活かした特色ある農業が営まれている。

①都市地域

都市地域では、コマツナやトマトなどの施設栽培により、狭小な農地を最大限に活用した収益性の高い農業が行われている。

また、消費地に近いメリットを活かし、直接販売や農業体験農園などの取組が行わ

れている。今後は、農地の一層の有効活用を図るとともに、防災など多面的機能をさら に発揮する取組の促進が求められている。

②都市周辺地域

都市周辺地域では比較的広い農地があり、露地では旬の野菜類、果樹や植木などが栽培されている。施設では地元の直売所や庭先などで販売する野菜や花きなど、多様な作物が生産されている。

今後は、収益力のさらなる向上に向けて、施設の導入や農産物の加工など、新たな取組にチャレンジすることが大切である。また、より一層の農地活用を図るために、農地の貸借の促進が求められている。

③中山間地域

中山間地域では、ワサビやジャガイモなど地域に適した特産野菜が生産されている。 運搬用モノレールなど老朽化した農業基盤施設の改修や維持管理に加えて、都市住民 との交流による地域の活性化などが課題となっている。

④島しょ地域

島しょ地域では、温暖な気候等を活かした切葉や熱帯果樹など、それぞれの島の特徴を活かした特産物の生産が盛んである。農業が基幹産業として重要な位置を占めるものの、島しょ以外の地域よりも高齢化と人口減少が進んでおり、担い手の高齢化と後継者不足への対策が喫緊の課題である。各島で農業後継者を育成する研修センターなどを開設しているが、島外からの担い手の確保と育成が急務となっている。

第2章 東京農業の振興に向けた5本の柱

東京農業を魅力あるものとして発展させていくには、大都市東京の特色と優位性を活かして、都市と共存し、都民生活に貢献する持続可能な農業を展開していくことが重要である。

具体的には、担い手の確保と人材育成、稼ぐための経営力の強化、農地の保全に向けた取組などが求められている。また、地産地消の推進やSDGsの達成に向けた取組に加え、産官学民の多様な主体の連携による緑農住のまちづくりも進めていく必要がある。

こうした点を踏まえ、以下の 5 つの柱を中心に東京農業の振興を図るべきである。

1 担い手の確保・育成

東京農業を次代に確実に継承していくためには、認定農業者への支援を始め、 意欲ある農業者の確保・育成が重要な課題であり、都や区市町村、農業団体な どが一丸となって取り組んでいく必要がある。また、農業の新たな担い手や支 え手を含め、だれもが安心して農業に関わり、就農し営農を継続できる環境整 備が必要である。

(1) 認定農業者等への支援

認定農業者を始め、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者は、東京農業の発展を担う中核的な存在である。今後の東京農業を牽引していく、こうした農業者の増加に向けて、引き続き専門的な技術や経営改善に向けた指導を行うとともに、施設整備等の支援の充実を図るなど、取組を推進していくべきである。

(2) 親元就農者の就農・定着支援

親元で就農する者は、親の農地や施設・設備を引き継いで営農を開始しやすい環境が整っている。しかし、親とは別の新規作目で営農を開始する場合などは、個々のニーズに対応した支援が必要である。

また、親元就農を検討中の者に対しては、農業経営に関する情報提供や研修を行うほか、既に親元就農した者との情報交換の場を設けることなどにより、就農の意思決定を促していくべきである。

(3) 農外からの新規就農・定着支援

①新規就農希望者の就農に向けた研修と支援

都内での就農を希望する都民等に対して、自営や法人就農、短期雇用など様々な就農相談にワンストップで対応できるよう、相談窓口の体制を強化する必要がある。

また、就農希望者のスキルに応じた農業技術研修のほか、将来の東京農業の中核を担う農業者を育成するための総合的な実践研修を充実し、着実な就農・定着を後押しするべきである。

②新規就農希望者の農地の確保

新規就農には農地の確保が不可欠だが、都内では貸借可能な農地が少ないため、就農地を確保するまでに数年を要する事例も多く、やむを得ず他県で就農する事例もみられる。就農希望者が着実かつ円滑に都内で就農できるよう、区市町村や農業委員会と連携して、農地の確保を支援すべきである。また、農地の確保が困難な就農希望者に対しては、一時的に都有地等を活用し、就農の支援を行っていく必要がある。

③就農後のフォロー体制の強化

新規就農者の経営の安定に向けては、営農経営計画の策定と、その実現のための技術力・経営力の強化が重要となる。そのためには、新規就農者向けの研修やセミナーを充実させるとともに、DX技術等を活用し、普及指導員による個別指導を強化していく必要がある。

(4) 女性農業者等への支援

家族経営を主とする東京農業では、女性農業者が妊娠・出産・育児期等において、農業経営の各種業務に関わることが難しくなり、事業規模の縮小・変更を余儀なくされるケースが想定される。男女が共に活躍できる環境づくりを推進するため、家族内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進するだけでなく、女性はもちろん、すべての農業者が安心して農業経営を継続できるようなサポート体制の整備が求められている。このことは農業者の労働環境の改善につながり、就農者の増加に寄与することが期待される。

(5) 法人の参入支援と雇用就農の促進

企業の農業経営への参入は、農業分野と他産業分野の融合による新たなイノベーションの創出につながる可能性を秘めている。また、福祉法人の参入は、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく「農福連携」を進めることにつながる。このため、都内への農業参入を希望する法人に対して農地のあっせん、必要な農業機械や栽培施設等の整備を支援すべきである。

また、近年は農家が経営規模を拡大して法人化し、外部の人材を雇用する事例も見られる。雇用就農は、最初から独立して就農することにためらいを持つ就農希望者にとって、就農の契機となることが期待される。安定した雇用環境のもとで農業に従事することができるため、今後はこのような形態での就農も増加することが予想され、その促進に向けた支援が必要とされている。

(6)農業改良普及指導体制の強化

農家の農業技術や経営力の向上を図るためには、普及指導員による適切な普及指導が不可欠である。また、近年では、GAP認証やブランド化、DX技術の普及など農業者の抱える課題も多様化しており、個々のニーズに応じた細やかな支援が求められている。さらに、営農指導や病害虫診断、経営指導、農場の状況把握や情報共有等に、遠隔営農指導などの DX技術を積極的に活用し、より迅速かつ効果的な普及指導を行っていかなければならない。このため、普及指導員の育成・資質向上に加えて、指導体制の見直しと強化を進めていくべきである。

(7) 新たな支え手の確保・育成

①援農ボランティア等

農業者とともに農作物の生産等を行っている援農ボランティアは、東京農業の重要な支え手であり、引き続き育成に向けた支援を行っていくべきである。また、果樹栽培など一定レベル以上の栽培技術を要する場合には、有償のボランティア制度についても検討する必要がある。

さらに、高齢者の健康や生きがいづくりのために農業技術の習得を支援する取組も始まっており、こうした動きを後押ししていくべきである。

②半農半X

テレワークの普及等により、都市住民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を活用し農業に関わりたいという人が増加している。このため、本業を続けつつ副業的に農業に参加する半農半Xの都民等が活躍できる環境づくりが必要である。

2 稼ぐ農業経営の展開

都内で稼ぐ農業経営を展開するためには、最先端技術等の活用による生産性 の向上と、ブランド化など付加価値を高める取組が重要である。

こうした取組を進めるため、現在、多摩地域に東京都農林総合研究センター、 区部には同センターの分場、島しょ部には島しょ農林水産総合センターの事 業所、亜熱帯農業センターが設置されている。

今後は、特に消費地に近いという特性を持つ区部の支援体制を強化し、農業者の生産性と経営力の向上等を図るとともに、研究成果の普及に向けた取組を積極的に推進していくべきである。

(1) 東京産農産物の高付加価値化

①付加価値の高い新品種の開発等

新品種の開発や農産物の品質向上等に資する技術開発にあたっては、育て やすさや食味など、生産者や事業者、消費者となる都民のニーズを総合的に 勘案して進めていくべきである。

また、開発した新品種や生産技術を都内生産者に円滑に普及するための技術指導や、販路開拓に向けた支援などにも取り組むべきである。

②「東京型スマート農業」の推進

東京の農業は、点在している狭小な農地を有効に活用し、収益性の高い経営を行うことが求められている。このため、都は現在、生産性の向上や省力化に向けて、先進テクノロジーを活用し、データを基にした生産管理や農作業の効率化などを推進する「東京型スマート農業」の研究開発を進めている。オランダのような農業先進国の事例も参考にしつつ、こうした取組をさらに強化するとともに、農業者が導入しやすいスマート農業技術の開発・普及を推進していくべきである。

③ブランド化の推進

東京の各生産地は、独自の歴史を持ち、江戸東京野菜を始めとする物語性も有している。また、意欲ある農業者が、消費地に近いという特性を活かし、 顔の見える農産物生産を行っている。東京の農産物の付加価値を高めるには、 こうした東京農業の特徴を最大限に活かしてブランド化を進めることが重要である。

ブランド化の推進に向けては、PR手法の検討や販売先との調整など多様な支援が必要である。

(2) 現場への技術の普及と農業者の意識改革

東京農業を効率的で生産性の高いものへと一層推進し、農業者の経営力を向上させるためには、稼ぐ農業の実現に向けて農業者の意識改革を促すとともに、研究拠点で開発した高度な技術や最先端の知識を広く農業者に普及することが重要である。このためには、既に述べたように普及指導体制を強化し、より多くの農業者に対して、研究成果を含めた高度な技術指導を行うことができるよう、普及指導員の増員や、技術力の向上などを図るべきである。

(3)「食・農ビジネス」への支援

①DX技術を活用したマイクロ物流の導入・活用

少量多品目による農業経営を特徴とする東京農業においては、出荷量が少ないために輸送費が販売価格を上回る場合があるなど、物流コストの削減が 課題となっている。

このため、DX技術を活用して、生産者ごとの出荷や配送先の情報を共有し、共同配送することで物流コストを低減するマイクロ物流の導入を促進する必要がある。

②農業体験農園の設置促進

農作業を体験できる農業体験農園は、都市住民が身近に農作業に親しみながら、農業への理解を深める場として、近年、関心が高まっている。

こうしたニーズの増加を受けて、今後は、農業体験農園が稼ぐ手段のひと つの選択肢となるよう、農業者が自ら農業体験農園を設置する場合や設置を 目的とする貸借を行う場合についても、支援を行っていくべきである。

3 農地の保全・活用

農地は、農作物の生産基盤であるとともに、都民生活に潤いを与え、良好な生活環境に資する貴重な財産である。

東京農業を今後も維持・発展させていくには、農業委員会や農業協同組合等と都が緊密な連携を図りつつ、限られた農地を保全し、有効に活用していくことが求められている。

(1) 生産緑地の保全

①特定生産緑地への指定継続と都市農地貸借円滑化法の活用

都内では、平成4年に指定された生産緑地のうち93%以上が、令和4年度末までに特定生産緑地に移行する。しかし、特定生産緑地は、これまでの30年という長期にわたる指定ではなく、10年単位での指定となるため、次回の更新に向けて、農業委員会や農業会議、農業協同組合等と連携し、農家に対して継続的に説明を行っていくことが必要である。

なお、特定生産緑地に移行したにも関わらず、相続や心身の故障などで営農継続が困難になった場合は、都市農地貸借円滑化法を活用し、新たな担い手に引き継ぐことで都市農地を残すことができるよう支援すべきである。

②長期貸借の促進

円滑化法の施行により、認定農業者や新規就農者などに生産緑地を貸付ける事例が増えているが、その多くは短期の使用貸借に留まっている。短期の使用貸借の場合、中長期的な視点で土づくりや設備投資を行うことが困難であり、安定的な農業経営の確立の妨げとなっている。このため、農地所有者の理解を得て長期の貸借に繋げる支援を行う必要がある。

③生産緑地の買取や活用のための支援

都は、貸借の促進等により農業者による農地の利活用を推進しているが、相続の発生など、所有者のやむを得ない事情により、農業者が生産緑地を手放す事態が生じている。農地の減少を防ぐために、生産緑地を区市で買取り、活用するための支援策の拡充が求められる。

(2)農地の有効活用

①農地所有者の意向確認

都は、農業委員会等と連携して、農地の利用状況や貸借等に関する意向を 把握し、貸借を含めた農地の有効活用に向けて誘導するなど積極的な取組を 行っていくべきである。

また、普及指導員は、個別指導を行う中で、農家の営農に関する意向を随時把握し、地元の農業委員会や農業協同組合等と共有していくべきである。

②「地域計画」の策定支援

農業経営基盤強化促進法により、市街化区域以外の地域においては、将来の地域農業の姿を描く「地域計画」の策定が法制化された。

しかし、東京の農業にとって、市街化区域の農地も重要な役割を果たしていることから、市街化区域においても地域計画を策定し、農地の活用に関する将来像を明らかにすることが重要である。このため都は、市街化区域を含めて、全地域で地域計画を策定できるよう、区市町村を支援すべきである。

③農地のマッチング体制の強化

(ア) 生産緑地

都は、区市や農業委員会、農業団体等の関係機関と連携し、生産緑地の 貸借の推進に向けた広域的な「生産緑地バンク」を創設するなど、マッチ ング体制づくりへの支援を行うべきである。

(イ) 市街化調整区域 (農業振興地域等)

市街化調整区域内の農地は比較的まとまっている場合が多く、都市部よりも大きな面積で営農することができる。特に農業振興地域の農用地区域は、農業以外の用途が制限されていることから、長期間の貸借に向いており、農業者等にとっては、高度な施設や基盤整備などの農業投資を行いやすい。

このため、大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する 農業者や農業への参入を希望する法人に対し、農地中間管理事業による農 地バンクの仲立ちを強力に推進するなど、マッチングの強化を図るべきで ある。

さらに、一定以上の規模の農地に集中的な投資を行う農業者や企業に対

しては、マッチングの成立後、利用開始に向けて積極的な支援を行うべき である。

(3) 遊休農地の再生・低利用農地の活用等

担い手の高齢化や後継者の不足等により、都市部から離れた地域では遊休農地が増加している。都市部においても樹園地の更新がされず、生産性の低い低利用農地が見受けられる。こうした農地の利活用を進めるためには、伐採や抜根、深耕、整地等により、農地の再生を図ることが必要である。

また、住宅や駐車場などを新たに農地化しようとする農業者等に対する支援も必要である。

(4) 販売に前向きな自給的農家への支援による農地活用促進

東京の農地の保全・活用を図るには、販売に前向きな自給的農家の営農継続を後押しし、販売農家へのステップアップを促していくことが重要である。

このため、普及指導員がこのような自給的農家に対して、土づくりをはじめ、 収益につながる栽培品目や基礎的な栽培技術、出荷方法に関する指導など、き め細かな支援を実施することにより、農地保全につなげていくべきである。

また、自給的農家が営農を継続しない場合は、その農地を担い手に引き継いで保全が図られるよう、都は地元自治体と連携して働きかけを行っていく必要がある。

(5)農業基盤の維持保全・整備の促進

限られた農地を有効に活用していくためには、農業用水や農道など生産活動に必要な基盤整備も重要である。これら農業基盤は、東京農業の生産活動を支えるインフラであるだけでなく、災害時の避難場所としての利用や潤いある住環境の提供、四季折々の景観形成など様々な恩恵をもたらしている。次世代への着実な継承に向けて、各地域が行う農業基盤の維持・保全や整備を適切に支援していく必要がある。

4 持続可能な農業生産と地産地消の推進

持続可能な農業生産を推進するには、気候変動や生物多様性など SDG s の 視点も踏まえた生産活動や地産地消を進めていくことが必要である。

(1)環境に配慮した農業の推進

①温室効果ガスの排出削減

都は、農業生産に伴う環境への負荷を軽減するため、国の「みどりの食料システム法」に基づいて東京都の基本計画を策定し、生産施設へのヒートポンプの導入や、農業用施設の省エネルギー化などを進めていく必要がある。

②東京都エコ農産物認証・東京都GAP認証の推進

農業者の有機農業への取組を促進するため、化学肥料等の使用量の削減割合に応じて段階的に認証が受けられる東京都工コ農産物認証制度を積極的に推進することが必要である。

また、生産者が化学肥料や化学合成農薬を削減できるよう、病害虫の発生 状況などの情報提供や生産現場における技術指導などを、DX技術を活用し ながら適切に行っていくべきである。

さらに、環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行うため、 東京都 GAP 認証制度の普及と利用促進を一層進めるべきである。

③新たな緑化技術の開発と普及

近年、猛暑日の増加や土壌の乾燥、ゲリラ豪雨の多発など、環境の変化が著しい。様々な植栽環境に対応した花き類や植木といった緑化植物の生産・管理技術の確立を図るとともに、価格低迷や資材高騰等に対応し生産の効率化を図る技術の開発を行い、速やかに普及するべきである。

④地域資源の堆肥化と利活用の推進

家畜ふんや街路樹などのせん定枝・落ち葉は、適切に堆肥化して農地に施用することで、作物の安定生産だけでなく、炭素の貯留による温室効果の緩和、化学肥料の削減につながるため、積極的に活用すべきである。

このため、畜産農家による堆肥生産情報や、区市町村等が作成したせん定枝・落ち葉堆肥の生産情報等を農業者に伝え、農業者の積極的な利用を促す仕組の構築が必要である。

⑤植物・動物防疫体制の強化

人・物の動きのグローバル化に伴う植物病害虫や家畜伝染病の侵入・発生拡大が懸念されており、危機管理体制の強化が必要である。

植物病害虫については、モニタリングを強化するとともに、病害虫防除関係機関とのネットワークを活用し、農業者への迅速な情報提供と防除の指導を引き続き実施するべきである。

家畜伝染病については、飼養衛生管理状況を良好に保つための支援や指導 を充実して発生予防対策を進めていくとともに、発生時には迅速な対応が可 能となるよう防疫体制を強化すべきである。

⑥鳥獣害対策の強化

近年、都内全域で野生鳥獣による農業被害が増加傾向にあり、農産物の出荷が困難となる事例も見受けられる。こうした被害を軽減するには、野生鳥獣の特性を理解し、これらを寄せ付けない取組を地域全体で進め、侵入を防止する柵などの防除施設の整備と捕獲との組み合わせによる適切な鳥獣害対策を引き続き行っていくべきである。

特に、都市部においては、ハクビシンなどの小動物による被害が増加していることから、関係機関と連携し、都市部における取組を強化していくことが必要である。

(2) 農産物の地産地消の推進

①地域における消費拡大

東京農業は、消費者に身近な農地で収穫された新鮮な農産物を提供している。こうした中、都内の区市町村は、地域における地産地消の推進に向けて、生産者との交流会やマルシェ等のイベントの開催、生産者と飲食店等とのマッチングなど様々な取組を行っている。都は、こうした取組を引き続き後押しすることにより、地域の農産物の認知度を高めて消費の拡大を図っていくべきである。

②都心部での消費拡大

都心部では、農地や東京産農産物を販売する直売所が少なく、その取扱量を増やすことが難しい。一方、地産地消や安全・安心な農産物などの価値を 重視する消費者が多く、飲食店での需要の高まりが期待できることから、都 心部の複数の小売店や飲食店等に東京産農産物を納品する農業者や流通事業者の取組を支援することが必要である。

また、新たな直売所の設置など、都心部の都民が東京産農産物を入手できる機会を増やしていくことも重要である。

③学校給食等との連携

都心部の公立小・中学校の給食に都運営の農場などから東京産農産物を提供するとともに、今後は、区市町村が区域外の東京産農産物を学校給食に導入する場合の支援を行うなど、学校給食を活用した地産地消を推進していくべきである。

④島しょ産農産物の消費拡大

島しょ地域の豊かな自然に育まれた農産物を使用している飲食店をPRするとともに、島しょ産農産物を使ったことがない飲食店等には、食材をサンプルとして提供し、その活用を促進していくべきである。

⑤食育の推進

地元の農産物を販売するイベントを実施するとともに、生産者の圃場で子供を始めとするあらゆる世代の都民に対して、地産地消の重要性を伝える取組や、「生きた教材」である学校給食を活用した食育を推進するなどにより、食と農への関心を高めていくことが重要である。

5 地域の特色を活かした農業の推進

東京は、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など、自然的・社会的条件が異なる環境のもと、多様な農業が営まれている。このため、各地域の特色を活かした農業の振興が必要である。

(1)都市地域

①集約農業の推進と新たなビジネスモデルの展開

都市地域では農地面積が限られているため、施設栽培が中心となっていることから、DX 技術等を活用した先進的な施設・設備の導入などを通じて、集約農業の一層の生産性向上を図るべきである。また、消費地の中に立地するメリットを活かし、自ら生産した農産物を活用した飲食店の経営を行うなど、農業者による新たなビジネスモデルの展開も期待できることから、引き続きそうした取組を支援すべきである。

②「農のある空間」の展開と緑農住まちづくりの推進

新たな生活様式が広がる中、都市の中の「農地」に大きな期待が寄せられている。市街地の中に緑地や農地が存在する東京のポテンシャルをさらに高めるため、既存の公有地を農業公園や区民農園に整備するなど、農のある空間を一層拡充し、全区市町で「農地」がある空間を維持・創出するなどの取組を検討するべきである。

また、地域住民と農業者が連携して、防災機能や環境保全、コミュニティの創出の場としての利用など、農地の多面的機能を活かした緑農住まちづくりを推進していくべきである。そのことを通じて、地域住民の農業に対する理解の促進も期待することができる。

(2)都市周辺地域

①東京農業の中心地

都市周辺は、都内における農業生産の中核的な地域である。比較的まとまった農地が広がっており、露地での野菜栽培に加え、ハウスなどの施設栽培 も盛んである。また酪農や養豚、養鶏といった畜産業も行われている。

東京農業の中核をなす地域であるため、ソフト・ハードの両面からの支援により、農業者の収益向上を図るとともに、農地の保全と貸借の促進により 営農規模の拡大を目指す農業者の取組を後押しすべきである。

②多面的機能の発揮

都市地域と同様に農住混在化が進んでいるため、地域住民と農業者が連携して、防災機能や環境保全、コミュニティの創出の場としての利用など、農地の多面的機能を活かした活動を推進していくべきである。

(3)中山間地域

①農地の利用促進

中山間地域では、ワサビやジャガイモなど、地域特有の農産物が生産されているが、一方で担い手の不足や高齢化、土地の利便性の低さから、遊休化している農地が散見される。都市周辺地域と同様に、農地の保全や貸借の促進に向けた支援を行っていくべきである。

②都市住民との交流促進

中山間地域の豊かな自然と、そこで営まれる農業は、都市住民を呼び込む 貴重な地域資源である。これまでも滞在型市民農園の整備や水田での稲作体 験など、都市住民との交流を図るさまざまな取組が展開されており、こうし た地域の取組を積極的に後押ししていくべきである。

(4) 島しょ地域

①農業基盤の整備と農産物の高付加価値化

伊豆諸島や小笠原諸島では、離島という不利な条件を抱えながらも、温暖な気候を活かし、アシタバ、熱帯果樹や花き・観葉植物などの生産が行われている。また、島しょの農産物は、島外等に販売されているだけでなく、島内での観光資源としても重要な役割を担っている。

しかし、島しょ地域は塩害や強風、台風など自然災害の影響を受けやすいため、安定した農業経営を行うには施設や農業基盤の整備・長寿命化に向けた支援が不可欠である。

また、輸送費などの生産コストが高いため、加工による高付加価値化やブランド化、島外への販路開拓支援なども必要である。

さらに、雇用労働力の確保が難しいことから、DX技術の導入による生産の効率化や省力化に向けた取組も行っていくべきである。

②島外からの新規就農者の確保と育成

島しょ地域では農業者の高齢化や後継者不足が極めて深刻となっている。 各島において、町村による研修施設の設置など、島外からの就農者の確保と 育成に向けた取組を行っているが、研修の充実や都内での PR 活動など支援 の強化を図る必要がある。

(5)農業振興地域

都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域には、総合的に農業の振興を図る地域として、農業振興地域が指定されている。農業振興地域は、東京農業の中核をなす地域であることから、ソフト・ハードの両面からの支援により、農業者の収益向上を図るべきである。

一方、都市部から離れた地域においては遊休農地が増加しているところも見られるため、農地の利活用を進めるとともに、大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者や農業への参入を希望する法人に対するマッチングを行い、貸借の促進を図るべきである。

第3章 都市農業・農地に係る制度の改善

1 国の動向と現状

(1)都市農業・農地に関する国の動向

国は、平成27年4月の都市農業振興基本法の制定、並びに平成28年5月の都市農業振興基本計画の策定により、都市における農業や農地を「あるべきもの」へと大きく転換した。その後の生産緑地法や都市緑地法等の改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の成立等により、都市農地の多面的な機能発揮を通じた都市の農地の有効活用及び適正な保全に向けた取組を進めている。

〇 平成29年5月 生産緑地法の一部改正(平成29年法律第26号)

生産緑地地区の面積要件を条例で引き下げ可能にし、また同地区内の行為制限を緩和するとともに、生産緑地指定から30年経過後の買取り申出期間の延長を可能とする特定生産緑地を創設。

- 平成29年5月 都市緑地法の一部改正 (平成29年法律第26号) 緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化。
- 〇 平成30年5月 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号) 都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。

〇 平成30年度税制改正

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、生産緑地を貸借した場合には、相 続税の納税猶予措置が継続。

- 令和2年3月 新たな食料・農業・農村基本計画 (農林水産省) 都市農業の有する多様な機能を発揮するため、農業経営の維持発展、立地条件を活かした地産地消、農作業体験や交流活動等の取組を促進する。
- 令和4年5月 みどりの食料システム法 (令和4年法律第37号) 農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、環境と調和のとれた食料シス

テムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置を講ずる。

(2) 都市農業・農地の現状

都内の9割以上の生産緑地が、令和4年度末までに特定生産緑地へ移行する。都市農地の貸借の円滑化に関する法律にもとづく事業計画の認定数は、令和3年度末に都内で約200件に上る。都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用し、新規就農者が生産緑地を借りる例や、近隣の農地を借りて事業拡大を図る農業者も見られるなど、法改正等を受けた農地保全の取組は、都内に浸透しつつある。

そして未だに市街化区域内農地の減少に歯止めがかからない最も大きな理由は、相続に伴う重い税負担である。現行制度では、営農に必要な集出荷施設や農機具倉庫、畜舎等の農業用施設用地が納税猶予制度の対象とならないため、経営基盤となる農地を売らざるを得ない状況にあり、多くの農業者が経営継続への危機感を募らせている。

2 国において改善すべき都市農地の制度

(1) 生産緑地の買取りの支援

生産緑地法に基づく買取り申出の面積は、都内で年間 50ha 規模に及ぶが、農業従事者の死亡等をきっかけに申し出されることから計画的な取得が難しく、また、地価が高く財政的な負担が大きいことから区市が買取り申出に応じることは困難となっている。そこで、区市が生産緑地の買取りを行えるようにするため、国は区市による計画的な生産緑地の買取りに充てる資金などについて、財政的な支援を実施すべきである。

(2) 相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置

生産緑地は、相続税納税猶予制度の対象となる一方で、農業経営上不可欠な集出 荷施設や農機具倉庫、畜舎等の農業用施設用地、防風や堆肥確保のための屋敷林や平地 林は相続税納税猶予制度の対象外である。そのため、都市部では相続税が高額となり、 農地を手放さざるを得ないなど農業経営承継の障害となっている。

現在、納税猶予制度の適用は農地のみに限られているが、一定の土地利用制限を掛けた上で適用範囲を拡大し、相続税の負担軽減措置を講じていくべきである。具体的には、 農地の定義を広げることで、耕すための土地だけではなく、農業に必要な集荷施設や農 機具倉庫、屋敷林、直売所や市民農園に付属する休憩所、トイレなどについても含める ことを検討するべきである。

(3) 相続税の納税に伴う新たな物納制度の創設

現行の制度では、相続に伴い物納された市街化区域内の農地は、売却して転用される ため農地として保全されない。そもそも、市街化区域内農地は、宅地とみなした評価額 から宅地造成費を控除した金額により評価されるが、生産緑地の指定を受けている農地 は、基本的に物納が認められていない。

市街化区域内の緑地確保の観点から、国は、現在の農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、市街化区域内農地の物納により対応できるよう新たな制度を創設するべきである。その際、農地の評価額は一般宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園やNPO法人等に活用させるなどして、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じていくべきである。

第4章 関係団体との連携について

東京農業を支える農地、農業者は減少を続けている。このような状況に対して農業者 や都民、行政などが危機感を共有し、連携・協力してそれぞれの役割を果たしながら東 京農業の振興を図っていくべきである。

1 農業者や農業団体の努力

(1)農業者

農業者は、都民からの期待に応え、新鮮で安全安心な農産物の生産・供給に努め、農業技術の継承を図るとともに、経営力の強化に向けて品質の向上やブランド化の推進を図ることが重要である。

また、農産物の生産情報等を積極的に発信し、地域の農業を理解・応援してくれる都 民を増やしていくことが求められている。

さらに、特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法等を活用し、都市農地の保全に努めるとともに、東京における農地の果たす多面的機能を十分に認識し、都民との交流や環境に配慮した生産活動、防災拠点としての位置付けなど、地域社会に貢献する取組を進めていくことが必要である。

(2)農業団体

①農業協同組合

東京の農業を次世代に確実に引き継いでいくために、都内各地の農業協同組合には、 各農家に対する農業経営のサポート、新規就農者への技術指導等の支援、地域と共に 農業を活性化する取組など、多様な役割が求められている。

また、都市農業にとって最も大きな課題である相続に関しても、農家の資産管理の相談に乗りながら農地が残せるようアドバイスを行い、農業協同組合が有する農地に関する情報を有効に活用して貸借の促進を図るなど、これまで以上に農地の保全に貢献する取組を進めていくことが大切である。

②農業委員会、農業会議

農業委員会が農地の保全に果たす役割は、都市農地貸借円滑化法の施行により、その重要性がますます大きくなった。農業委員会には、担い手の確保・育成や農地の適正管理、利活用の促進と合わせて、地域農業を振興するための活動をさらに充実させていくことが求められている。

また、農業会議は、農業委員会ネットワーク機構としての役割を発揮し、それぞれの農業委員会活動の支援を行うとともに、認定農業者や農外からの新規就農者を始めとする意欲ある農業者の育成支援を、より一層推進していく必要がある。さらに、都市農地貸借円滑化法の施行を機に、増加傾向にある生産緑地の貸借を後押していくべきである。

2 都民の協力

市街地の中で営まれる東京農業には、土埃や薬剤の飛散など、近隣住民にとって歓迎されない一面もある。一方、都市住民は、都市農地から防災や学習・体験の場、ヒートアイランド現象の緩和など多面的な機能の恩恵を受けている。

持続可能な東京農業を実現するためには、都民の理解が不可欠である。このため都民には、地元農産物の購入や農業体験農園の利用など、自らができる行動を通じて、東京 農業や身近な農地に対する理解と関心を深めることが求められている。

また、援農ボランティアは東京農業に欠くことのできない存在となりつつあり、都民のより一層の参画が期待されている。さらには貴重な生産緑地の買い取りへの寄付やクラウドファンディングへの協力が望まれる。

3 都、区市町村、国の責務

(1) 東京都

都は、農地の減少に歯止めがかからない状況に対して危機感を持ち、農業者に対する 普及指導体制を強化し、担い手の育成や経営力の向上、農地の保全等に積極的に取り組 むべきである。また、生産性の向上や環境負荷の低減に向けて、産学官連携による研究 開発機能の強化を図るとともに、生産から流通、販売の各段階において、DX 技術の導 入を推進するべきである。さらに、都民の東京農業に対する理解の促進に向けて、農作 業の体験や都内産の農作物を購入できる機会を積極的に増やしていくべきである。

国に対しては、様々な施策との連携を図りつつ、都市農業・農地に係る制度問題などについて、その改善を強く求めていくべきである。

なお、本答申を受けて策定する新たな「東京農業振興プラン」は、都市農業基本法に基づく東京都における地方計画として位置付け、関係機関と十分に調整を図る必要がある。また、区市町が地方計画を策定する際には、積極的な情報提供を行うなど十分に連携を図るべきである。

(2)区市町村

区市町村は、農業振興を図るため、地域の特性を踏まえた農業振興計画を策定するとともに、国や都の各種施策の活用や東京都との連携を一層強化していくことが重要である。

また、地域の住民が身近な農業に関心を持ち、農作業体験への参加や地産地消の推進、農地の保全に向けた協力につながるよう、積極的な取組を実施すべきである。

さらに、緑農住まちづくりの推進に向けては、総合的に施策を講じていく必要がある ことから、区市町村内の都市計画部局と農業部局の連携を一層強化していくべきであ る。

(3)国

東京では、都市地域から都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域まで自然・社会的条件が異なる環境のもとで多様な農業が営まれており、その多面的機能は、地域の暮らし や環境などに重要な役割を果たしている。

国は、様々な環境に置かれている農業者が健全な農業経営を継続できるよう、制度改正や振興施策の充実を図るとともに、農業基盤の整備・保全に努めていく必要がある。

用語集

遠隔営農指導

遠隔地から指導員が現地に行かずに農業経営の相談・指導などをすること。

援農ボランティア

農業に関心が高く高齢化等により労働力不足になった農家へ出向いて、報酬を目的とせず、農作業の援助を行う者のこと。

親元就農

親族が営む農業経営を、将来引き継ぐことを目的とした就農形態のこと。

化学合成農薬

化学的手段により合成した物質(化学物質)を成分に含む農薬のこと。

化学肥料

鉱物などの無機物から化学的に合成し、あるいは天然産の無機物の原料を化学的に加工 して作った肥料のこと。

家畜伝染病

家畜の伝染性疾病の中で、特にその発生予防及びまん延防止を図る必要がある重要な 伝染性疾病として家畜伝染病予防法において指定している病気。豚熱、高病原性鳥イン フルエンザ等牛疫等28種がある。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。(農林水産省ウェブサイトより)

耕地

耕地とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔(あぜ)を含む。 (農林水産省ウェブサイトより)

広域認定(認定農業者の広域認定)

複数の区市町村で農業を営む農業者が、農業経営改善計画の認定を申請する場合、都道 府県が農業経営計画の認定を一括で行う制度のこと。農業経営を営む区域が単一区市町村 の場合は、従来通り区市町村が認定を行う。(都産業労働局ウェブサイトより)

高付加価値化(農産物の高付加価値化)

本物指向、安全指向など多様化する消費者ニーズに対応し、有機栽培、加工、ブランド化などにより、これまでの農業生産に新たな価値を加えて、収益性の向上を目指す農業のこと。

雇用就農

農業生産法人など企業等に、雇用される形での就農のこと。

市街化区域 · 市街化調整区域

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画 的に市街化を図るべき区域である。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域とされ、宅 地造成等の開発行為は原則としてできない区域である。都市計画法に基づいて無秩序な市 街化を防止し、計画的に市街化を図るため、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域 に区域区分(いわゆる「線引き」)されている。(都都市整備局ウェブサイトより)

自給的農家

経営耕地面積が30a未満、かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家のこと。(2020 農林業センサス用語解説より)

集約農業

限られた土地に施設整備等を行い、効率的に栽培することでより多くの生産量の確保を 目指す農業のこと。

少量多品目

さまざまな農作物を少量ずつ、通年で効率的に作付けし生産すること。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための教育活動のこと。(東京都食育推進計画より)

植物病害虫(病害虫)

植物に害をもたらす病気や昆虫、微生物等のこと。

新規就農者

新たに農業に就いた者のこと。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現す

る等を推進している新たな農業のこと。

生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内において良好な都市環境の形成に資するものとして、区市長が指定した農地。この制度により市街化区域内の農地は、保全すべき農地(生産緑地)と宅地化すべき農地に区分される。生産緑地に指定されると税の軽減措置を受ける一方、営農が義務付けられる。

生物多様性

すべての生きものの間に違いがあり、これらの生きもののつながりが、生態系を構成していること。生物多様性には、森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの生態系があることを示す「生態系の多様性」、動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいることを示す「種の多様性」、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性を持つことを示す「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。(東京都環境局ウェブサイトより)

相続税納税猶予制度(相続税・贈与税の納税猶予制度)

相続や贈与による農地の分散を防止し農業後継者を確保する観点から、一定の要件の下で、相続や贈与により農地を取得した場合に相続税や贈与税の納税を猶予する税制上の特例措置のこと。被相続人が死亡の日まで農業を営み、自ら農業の用に供した農地であり、相続人が引き続き農業経営を行うことなどの要件がある。

多面的機能 (農業の有する)

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、防災機能、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

地域計画

令和4年の農業経営基盤強化促進法の一部改正によって、市街化調整区域を持つ市町村が策定を義務付けられた計画のこと。地域計画の策定にあたって、市町村は農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区などによる協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施する。話し合いの結果を踏まえて、市町村は地域における将来の農業の在り方や、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を地域計画の中に定める。また、担い手や農地の在り方を位置付けるために、10年後に目指すべき地域の農地の姿を描いた「目標地図」も併せて作成する。

地産地消

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林産物をその地域で消費する」

こと。地産地消は、消費者の食への安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。東京都では、都内産農畜水産物を都内で消費することを地産地消としている。

直接販売

通常の流通経路を通さずに、消費者に直接販売すること。

低利用農地

農地法 32 条で規定されている 2 つの区分の遊休農地のうち、「その農業上の利用の程度がその周辺の農地の利用の頻度に比し、著しく劣っていると認められる農地」のこと。 栽培に必要かつ適切管理が行われていない状況である。

東京都エコ農産物認証制度

環境保全型農業に取り組む農業者が生産する農産物を、都が生産方法などを確認して認証する制度のこと。

特定生産緑地

都市計画決定から30年が経過する日(申出基準日)が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度(特定生産緑地制度)により生産緑地から移行した土地。

都市農業振興基本法

都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。

本法律では都市農業の振興を国や地方自治体の責務として明確化するとともに、都市農業の多面的機能(防災、景観形成、教育など)を評価し、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換された。また、地方公共団体は本法に基づき国が定める基本計画をもとに、地方計画を定めることが努力義務とされている。

都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと(都市農業振興基本法第2条)都では、島しょ地域や奥多摩町などの中山間地域を除いて広く行われる農業のことを表す概念。狭義では、市街化区域内での農業を表す場合もある。都市農業は、大消費地に近い利点を活かし、新鮮な農産物の供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成、防災

機能などの役割も担っている。

都市農地貸借円滑化法(都市農地の貸借の円滑化に関する法律)

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律。

本法の制定により、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みが平成30(2018)年9月1日から始まった。貸借の契約期間経過後には貸し手に生産緑地が確実に返ってくることや、市民農園を開設する場合は農地所有者から直接借りられるというメリットがあり、さらに貸し手は相続税納税猶予を受けたままで生産緑地を貸すことが可能になったことから、都内でも生産緑地の貸借が増加している。

都市農地

都市農業に供される農地をいう。都では、通常、市街化区域内にある農地を指している。 国などでは、都市的な土地利用が進んだ地域の内部及び周辺の農地を「都市農地」と呼ん でいる。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画(農業経営改善計画)が、 ①市町村基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農 用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合するとして、区 市町村等からその農業経営改善計画の認定を受けた者。認定農業者には、低金利の制度資 金や経営改善計画の実現に向けた補助事業、農地流動化対策等の各種施策が重点的に実施 されている。

農業委員会

農業委員会は、その主たる使命である『農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の 集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進』を中心に、農地法 に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を 執行する行政委員会として、区市町村に設置されている。

区市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定(農地の権利移動の許可・不許可の決定など)を行う。

農業会議(都道府県農業委員会ネットワーク機構)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき、都道府県から指定を受けた都道府県農業委員会ネットワーク機構のこと。農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人(又は

一般財団法人)で、各都道府県に1つだけ設置されている。

東京都農業会議は、農業委員会等に関する法律に基づき、昭和 29 年 8 月に設立され、 東京都知事の認可法人として業務を進めてきた。農業協同組合法の改正とともに法改正が 行われ、平成 28 年 4 月 1 日より一般社団法人東京都農業会議に組織移行された。

東京都では、(一社)東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施している。

農業協同組合

農業者により組織された協同組合であり、1947年(昭和22年)制定の農業協同組合法に基づき設立された法人。営農指導・信用(資金の貸付・貯金の受入等)・共済・購買・販売・加工・共同施設・福利厚生施設など、農業だけでなく日常生活に至るまで、組合員が必要とする多方面の事業を行っている。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、 総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。この地域内では農地の 転用が制限される。東京では10市町村(10地域)に農業振興地域がある。

農業体験農園

農家自ら開設する農園で、農家の指導の下、利用者は種まきや苗の植付けから収穫までの楽しさや大変さを、年間を通して体験することができる。利用者は、年間の農園利用料(指導料)と収穫物代金を支払うことで、初心者であっても、市販の作物と同等のものを収穫することができる。

農業用施設用地

農業振興地域整備計画で定める用途の一つであり、耕作又は養畜の業務のために必要な 農業用施設(畜舎、堆肥舎、集出荷施設、農機具収納施設等)の用に供される土地のこと。

農地

農地とは、耕作(土地に労働と資本を投下し、肥培管理を行い作物栽培すること)の目的に供される土地のこと。

農産物

農業および畜産業によって得られる農産物や畜産物のこと。

農地中間管理事業(農地中間管理機構)

農業経営の規模拡大や農地の集団化を促進するため、規模縮小(又は離農)しようとする農家等から市街化調整区域にある農地を対象に借り入れ、規模拡大を希望する担い手農

家や新規参入者等に貸し付ける事業。また、この事業により農地の利用の効率化及び高度 化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目指す法人を農地中間管理機 構という。東京都では(一社)東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理事 業を実施している。

マッチング(農地のマッチング)

農地の貸借や売買などの農業者間の権利移動に係る調整のこと。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後、相当長期に わたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途(農地、 採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域のこと。

半農半X

農業と農業以外の職業を組み合わせて従事することにより、所得を確保する者のこと。

販売農家

経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

ヒートポンプ

主に電力を使用し、空気中の熱を集め移動させるシステムのこと。施設園芸農業における冬場の温度管理に暖房機は欠かせないが、これらで使用されている燃焼式暖房機の燃油 (重油)の削減に資するヒートポンプ式の省エネ暖房や冷房を使うことが注目されている。

副業的農業

農業以外に主業を持ちながら農業にも従事すること。

ブランド化

生産体制を整え、品質や名称の管理等を行いながら戦略的に販売していくなど、一連の プロセスによって商品性を高める取組のこと。

防災兼用農業用井戸

通常時は農業用水として農作物の栽培に利用し、災害時には自治体との協定等により周辺住民に生活用水など提供する井戸のこと。

マイクロ物流

限られた範囲をカバーするローカルな物流のこと。

マルシェ

フランス語で市場を示す言葉。

みどりの食料システム戦略

令和3年5月に農林水産省において、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するため制定された政府の方針。

2050 年までに、農林水産業のゼロエミッション化の実現、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量 50%低減、化学農薬の使用量 50%低減、有機農業の取組面積の割合 25%拡大などを目標として定めている。

みどりの食料システム法 (環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減活動の促進に関する法律)

みどりの食料システム戦略を実現していくための法律。環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることを目的として、令和4年7月に施行された。

遊休農地

農地法第32条で、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)」のこと。

有機農業

一般的には、土作りを基本とし、化学肥料・化学合成農薬の使用を避け、土壌中の生態系を活用して地力を培(つちか)う農法および農業のこと。

また、有機農業推進法においては、「化学的に合成された肥料及び農薬、遺伝子組換え 技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて 行われる農業」として定義されている。

緑農住

農地や里山、屋敷林等の農的土地利用と住宅地が一体となっている空間のこと。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

GAP(農業生産工程管理、Good Agricultural Practice)

農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見いだし、④次回の作付けに活用するという一連の工程管理手法のこと。東京都では、持続可能な農業生産と地産地消を推進するため、平成30年4月より、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した「東京都GAP」を推進している。

SDGs

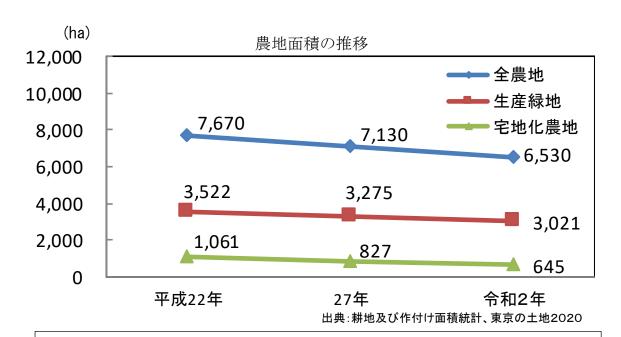
持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、2015 年 9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されている。農業との関連も多岐にわたり「2 飢餓をゼロに」や「9産業と技術革新の基盤をつくろう」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくり」などがある。

東京農業に関する資料

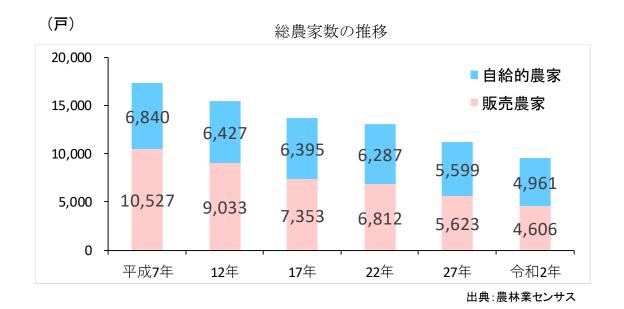


出典:生產農業所得統計(農林水産省)

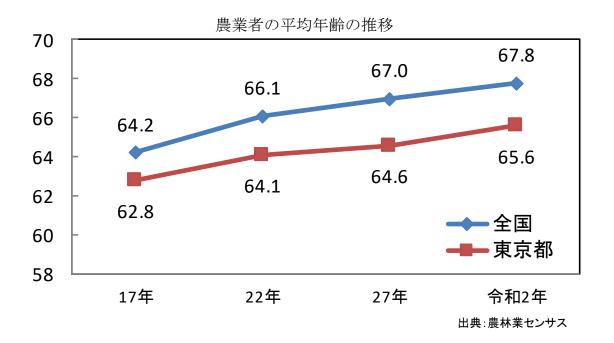
農業産出額は、10年間で約17%減少(275億円→229億円) →農業産出額は年々減少している



農地面積は、10 年間で 1, 140ha 減少(7, 670ha→6, 530ha) →年間約 100ha の農地が失われている



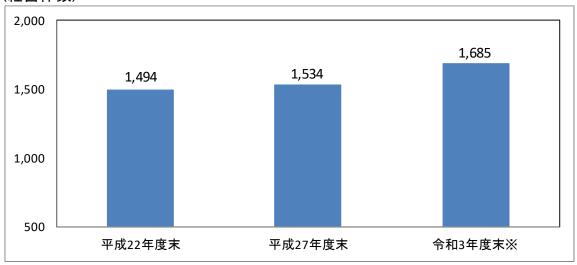
農家数は、10年間で 27%減少(13,099 戸→9,567 戸) 令和 2年には、自給的農家数が販売農家数を上回った →担い手の減少が進んでいる



農業者の平均年齢は、10年間で1.5歳上昇(64.1歳→65.6歳) →担い手の高齢化が進んでいる

認定農業者数(経営体数)の推移

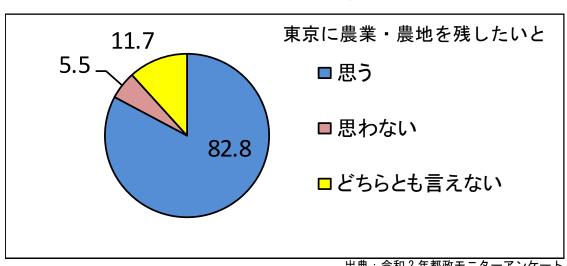
(経営体数)



出典:東京都調べ ※令和3年度末は広域認定を含む

認定農業者は、11年間で13%増加(1,494→1,685経営体) →経営改善意欲の高い農業者は増加している

東京の農業・農地に対する都民の意向



出典:令和2年都政モニターアンケート

東京に農業・農地を残したいと思う都民は82.8% →8割以上の都民は、都内に農業・農地が必要と考えている

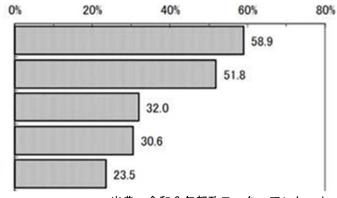
東京の農業・農地に対して都民が期待する役割※

新鮮で安全な農畜産物の供給 緑や環境の保全

農作業体験や食育などの教育機能

地域産業の活性化(農業と他産業との連携 を含む)

農作業体験などによる農業への関心の呼び 起こし



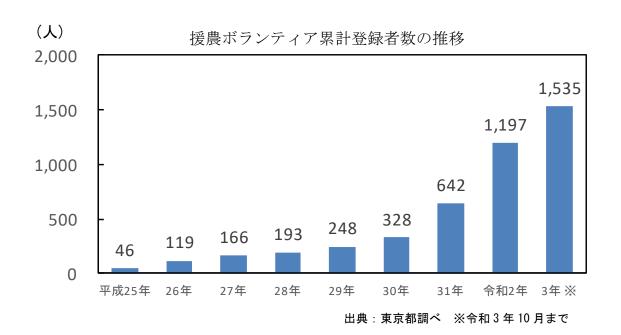
出典:令和2年都政モニターアンケート

※上位5項目まで掲載

都民は東京の農業・農地に対して、新鮮で安全な農畜産物の供給、 緑や環境の保全、農作業体験や食育などの教育機能を求めている

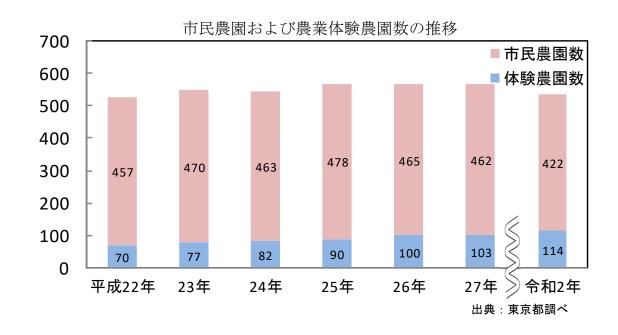


防災協力農地の面積は、10年間で1.8倍増加(592ha→1,076ha) →大都市東京における農地の多面的機能の評価が高まっている



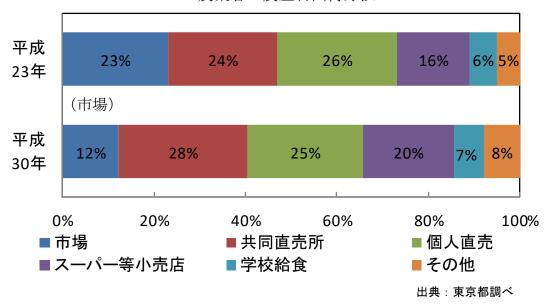
コロナ禍において、登録数の急増

→「農」に関わりたい都民が増えている



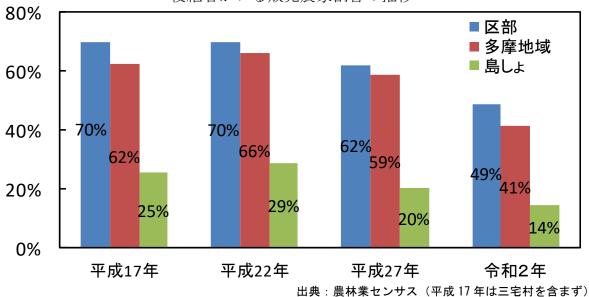
全体では、ほぼ横ばい、農業体験農園は、5年間で11%増加(103→114) →体験への関心の高まり

農業者の農産物出荷方法

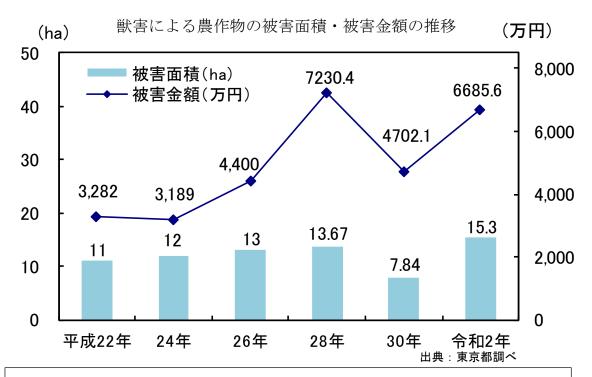


都内の農業者の出荷方法は、直接販売 88%、市場出荷 12% →年々、地産地消が進みつつある

後継者がいる販売農家割合の推移



全体的に後継者がいる販売農家は減少傾向にあるが、 特に島しょ地域で減少割合が著しい



被害面積・被害金額ともに増加傾向 →中山間地域だけでなく都市的地域でも発生

参考資料

- 〇 諮問文(写)
- O 東京都農林·漁業振興対策審議会委員名簿
- 〇 審議経過

3 產労農調第 849 号 東京都農林·漁業振興対策審議会

諮問 (写)

東京都農林・漁業振興対策審議会条例(昭和31年東京都条例第97号)第2条の 規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和4年1月26日

東京都知事 小池 百合子

記

1 諮問事項

都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開

2 諮問理由

東京の農業・農地は、新鮮で安全安心な農産物を都民に提供するとともに、環境 保全や防災などの多面的機能を有しており、都市に潤いと安らぎをもたらす都民の 貴重な財産である。

これまで東京都は、大消費地の特性を活かした農業を推進するとともに、農業・ 農地による豊かな都民生活と快適な都市環境への貢献などを進めてきた。しかしな がら、農業の基盤である農地は、相続などを契機に日々減少を続けている。

このような中、世界的な新型感染症の拡大による新しい生活様式の浸透や、SDG s と気候変動に対応した環境に配慮する持続可能な生産活動の推進、緑豊かな東京を支える農地の保全活用、ボランティアや副業農業など多様な農的利用のニーズの高まりなどを見据え、東京農業が持つ可能性や潜在力のさらなる機能の発揮が求められている。

さらに、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借が進行する中、これまでに 実施してきた政策を主軸としつつ、新たな視点による力強い農業を振興していくた め、次の点を中心に見直しを行う。多様な担い手の確保・育成と女性活躍、半農半 X や農福連携など、より幅広な者による農業・農地の多面的機能の発揮、新しい流 通形態と販路多角化・ブランド化に伴う農ビジネスの支援、スマート農業・DX・ICT の導入推進による生産性の向上と持続的発展の両立など、都が展開すべき東京農業 の振興施策の方向について諮問する。

東京都農林・漁業振興対策審議会 委員名簿

令和4年1月現在(諮問時)

部会等	氏名	所属	備考
会長	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授	
副会長	城田 恆良	東京都農業協同組合中央会代表理事会長	
農業部会	青山 佾	一般社団法人東京都農業会議会長	
	安藤 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	部会長
	井澤 邦夫	国分寺市長	
	加藤 義松	「緑と農の体験塾」園主 (NPO法人 全国農業体験農園協会理事長)	
	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局長	
	斎尾 直子	東京工業大学環境・社会理工学院 建築学系准教授	
	洒井 雅博	JA東京青壮年組織協議会委員長	
	清水 やすこ	東京都議会議員	
	鈴木 栄子	JA東京女性組織協議会会長	
	田村 利光	東京都議会議員	
	前川 燿男	練馬区長	
	矢ヶ崎 静代	ぎんなんネット会長	
	有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長	部会長
	清水 とし子	東京都議会議員	
	関 いずみ	東海大学海洋学部海洋文明科教授	
	関 恒美	東京都漁業協同組合連合会代表理事会長	
漁業部会	田坂 行男	独立行政法人水産総合センター 中央水産研究所 前経営経済研究センター長	
	三木 奈都子	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所養殖部門養殖経営・経済室 室長	
	安永 勝昭	東京都内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	
	山下 奉也	八丈町長	
	山下 ミヤ子	東京都漁協女性部連合協議会会長	
	木村 康雄	東京都森林組合組合長	
林業部会	小磯 善彦	東京都議会議員	
	佐藤 孝吉	東京農業大学教授	部会長
	鈴木 敦子	認定NPO法人環境リレーションズ研究所理事長 株式会社環境ビジネスエージェンシー代表取締役	
	須山 たかし	東京都議会議員	
	田中物一	林業家	
	中嶋 博幸	多摩木材センター協同組合副理事長	
	林 寿子	建築士	
	師岡 伸公	奥多摩町長	
	山﨑 靖代	エンジョイ・フォレスト女性林研役員	
	渡辺 昭	一般社団法人東京都木材団体連合会会長	

(所属部会別・五十音順、敬称略)

東京都農林・漁業振興対策審議会 委員名簿

令和4年11月現在(答申時)

部会等	氏名	所属	備考
会長	横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授	
副会長	城田 恆良	東京都農業協同組合中央会代表理事会長	
農業部会	青山 佾	一般社団法人東京都農業会議会長	
	安藤 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	部会長
	井澤 邦夫	国分寺市長	
	加藤 義松	「緑と農の体験塾」園主 (NPO法人 全国農業体験農園協会理事長)	
	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局長	
	斎尾 直子	東京工業大学環境・社会理工学院 建築学系准教授	
	洒井 雅博	JA東京青壮年組織協議会委員長	
	清水 孝治	東京都議会議員	
	清水 やすこ	東京都議会議員	
	鈴木 栄子	JA東京女性組織協議会会長	
	前川 燿男	練馬区長	
	矢ヶ崎 静代	ぎんなんネット会長	
	有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長	部会長
漁業部会	清水 とし子	東京都議会議員	
	関 いずみ	東海大学人文学部教授	
	関 恒美	東京都漁業協同組合連合会代表理事会長	
	田坂 行男	独立行政法人水産総合センター 中央水産研究所 前経営経済研究センター長	
	三木 奈都子	国立研究開発法人水産研究·教育機構 水産技術研究所養殖部門養殖経営·経済室 室長	
	安永 勝昭	東京都内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	
	山下 奉也	八丈町長	
	山下 ミヤ子	東京都漁協女性部連合協議会会長	
	木村 康雄	東京都森林組合組合長	
	小磯 善彦	東京都議会議員	
	佐藤 孝吉	東京農業大学教授	部会長
林業部会	庄司 良雄	一般社団法人東京都木材団体連合会会長	
	鈴木 敦子	認定NPO法人環境リレーションズ研究所理事長 株式会社環境ビジネスエージェンシー代表取締役	
	須山 たかし	東京都議会議員	
	田中物一	林業家	
	中嶋・博幸	多摩木材センター協同組合副理事長	
	林 寿子	建築士	
	師岡 伸公	奥多摩町長	
	山﨑 靖代	エンジョイ・フォレスト女性林研役員	

(所属部会別・五十音順、敬称略)

審議経過

会議名	開催年月日	議題
総会 (第1回)	令和4年 1月26日	・会長及び副会長の選出 ・会長の職務代理者、部会員及び部会長の指名 ・諮問「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」
農業部会(第1回)	令和4年 1月26日	・東京農業の現状と課題・諮問内容と今後の振興施策の方向性
農業部会(第2回)	令和4年 6月28日	・主要視点からの検討・構成案の検討
農業部会(第3回)	令和4年 8月29日	・答申素案の検討・農業部会としての答申案の検討・決定
総会 (第2回)	令和4年 11月4日	・答申(案)の審議 ・答申